市町村コード
222119
静岡県
磐田市

都道府県 市町村

法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号	加入者
00890-3-961328	磐田市

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
・・から・・まで	□中間 □予定 □確定 □修正 □更正 □決定 その他（ ）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限		領収日付印	
指定金融機関名（取りまとめ店）	静岡銀行 磐田支店		
取りまとめ店	〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター		

上記のとおり通知します。　（市町村保管）

市町村コード
222119
静岡県
磐田市

都道府県 市町村

法人市民税納付書 (公)

口座番号	加入者
00890-3-961328	磐田市

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
・・から・・まで	□中間 □予定 □確定 □修正 □更正 □決定 その他（ ）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限		領収日付印	
日計	口		
	円		

上記のとおり納付します。　（金融機関または郵便局保管）

市町村コード
222119
静岡県
磐田市

都道府県 市町村

法人市民税領収証書 (公)

口座番号	加入者
00890-3-961328	磐田市

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度	申告区分
・・から・・まで	□中間 □予定 □確定 □修正 □更正 □決定 その他（ ）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
督促手数料	04											
合計額	05											

納期限		領収日付印	

上記のとおり領収しました。　（納税者保管）

法人市民税均等割

資本金等の金額	従業者数	税率(年額)
1千万円以下	50人以下	5万円
1千万円以下	50人超	12万円
1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円
1千万円超 1億円以下	50人超	15万円
1億円超 10億円以下	50人以下	16万円
1億円超 10億円以下	50人超	40万円
10億円超 50億円以下	50人以下	41万円
10億円超 50億円以下	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
50億円超	50人超	300万円

(1) 法人市民税　法人税割

課税標準となる法人税額×税率

(2) 税率

令和元年9月30日以前に開始する事業年度

9.7％（改正前）

令和元年10月1日以後に開始する事業年度

6.0％（改正後）

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額（税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に、年14.6％（平成26年1月1日以後の期間（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間を除く。）については、平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1％の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合。納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（平成25年12月31日以前の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。平成26年1月1日以後の期間については、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合）を徴収することになります。

なお、確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた期間にかかる延滞金については上記以外の延滞金の計算方法の適用を受けることとなります。

納　付　場　所

下記の金融機関（全国の本支店）及び市の機関で納めることができます。

静岡銀行、浜松磐田信用金庫、清水銀行、スルガ銀行、遠州中央農業協同組合、静岡中央銀行、遠州信用金庫、三菱UFJ銀行、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、磐田市役所本庁舎・各支所

東海4県（静岡・愛知・岐阜・三重）のゆうちょ銀行・郵便局

※金融機関の名称は、変更される場合があります